

空き家の管理は 大丈夫ですか？

平成26年11月に国会で「空家等対策特別措置法」が成立しました。空き家の放置は、空き巣や不法侵入の犯罪、雑草等の繁茂による景観の悪化、不法投棄等による悪臭の発生、台風や地震等の災害時の屋根の飛散や倒壊など周辺の居住環境の悪化を招きます。尚、「特定空家」に指定された場合は、行政指導等の対象となることがあります。



◇ 仕事の関係で急な転勤となってしまった。そのままの状態でも管理をお願いしたいが、安心して任せられる先は…？

◇ 生まれた家なので売りたいはないが、職場や自宅から遠く、こまめな手入れができない。何とかしたいのだが…

私たちに任せてみませんか？

シルバー人材センター

**「空き家等の適正な管理の推進に関する協定」
締結（平成30年10月24日）**

市民生活の安全・安心を確保するため、伊勢原市と当センターが相互に連携・協力をし、市内の空家等の管理の適正化を進めること、かつ、高齢者の地域社会での活動・貢献の場を広げることを目的とする「空家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結しました。



公益社団法人

伊勢原市シルバー人材センター

〒259-1131神奈川県伊勢原市伊勢原2-7-31シティプラザ1F

☎0463-92-8801 FAX 0463-92-0008

<https://webc.sjc.ne.jp/isehara/>

